

こんなときは届出が必要です

就職、退職、結婚などによって加入者の種類が変わることがあります。届け出をしなかったために将来年金が受けられなくなる場合がありますので、次の届け出は忘れずに行いましょう。

加入者の種類

20歳になると、日本国内に住所のある方すべてが国民年金に加入しなければなりません。加入者は、保険料の納付方法や給付方法が異なっているため、3種類に分類されます。

第1号被保険者→自営業者、農林漁業者、無職、自由業者などの方とその配偶者、学生

第2号被保険者→厚生年金加入者、共済組合員、船員

第3号被保険者→会社員などの第2号被保険者（厚生年金・共済組合の被保険者）に扶養されている配偶者

会社を退職したとき

厚生年金（共済組合）に加入していた方が60歳前に退職したときは、役場窓口で国民年金第1号被保険者への変更の手続きが必要です。扶養する配偶者（第3号被保険者）がいる場合は、併せて配偶者の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きが必要です。



20歳になったとき

すでに厚生年金か共済組合に加入している方をのぞき20歳になったら国民年金に加入することとなりますので手続きが必要です。なお、学生納付特例制度（一部対象とならない学校があります）を希望される方は同時に申請をしてください。



結婚などにより、厚生年金などに加入している夫(妻)の扶養になったとき



配偶者の勤務先の事業所を通じて、国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

厚生年金(共済組合)に加入している方が65歳(年金受給者)になったとき

60歳未満の被扶養配偶者は役場で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをしてください。

被扶養配偶者でなくなったとき

本人の収入が増えて扶養からはずれたり、配偶者が退職したときは、役場窓口で国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをしてください。

会社に就職したとき

厚生年金（共済組合）に加入する手続きは、勤務先の事業所を通じて行います。被扶養配偶者がいる場合も勤務先の事業所を通じて国民年金第3号被保険者への手続きが必要です。



今回掲載したほかにも各種届出（被保険者の資格に関する届出・保険料に関する届出・給付に関する届出）が必要な場合があります。各種届出の詳細については下記へお問合せください。

問合せ・届出先 住民生活課住民生活グループ（早来庁舎）☎② 2940
住民総合相談室（追分庁舎）☎⑤ 2411